

## [報告事項・オ]

## 1 市8町共同の（仮称）動物愛護憲章の策定について

## 1 目的

周辺8町と連携した動物愛護の取り組みを推進するに当たり、動物愛護に関する意識の共通化や共有化を図るため、1市8町の共同で（仮称）動物愛護憲章を策定する。

## 2 概要

## (1) 経過

旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協定（以下「連携協定」という。）において令和4年度から「動物愛護及び管理」が具体的取組事項として追加されたことに伴い、取組を共同で推進していくためには、1市8町における動物愛護に関する意識や認識について共有化を図ることが必要であることから、1市8町での（仮称）動物愛護憲章の策定について、令和4年7月から協議を進めてきた。

なお、憲章案については、動物愛護団体等や8町からの意見を踏まえ、本年6月に担当者会議において合意されたところである。

## (2) 名称について

名称は「たいせつどうぶつ愛護憲章」とする。

「たいせつ」は圏域全体をイメージする大雪山連峰の「大雪」と動物を「大切」にする双方の意味を掛け合わせ地域の一体感と決意を表現し、「どうぶつ」はどの年代でも読めるひらがな表現にすることで、すべての世代に親しみを持たせることを意図している。最後の「愛護憲章」は圏域でのモラルの指針として強いイメージを示すことを意図している。

## 3 憲章案

別紙のとおり

## 4 今後の予定

本市及び各町において憲章案の確定後、秋頃1市8町の合同で発表を行う予定。